平成２３年（フ）第３７６号
大阪府摂津市昭和園８番11―313号
破産者　桑原　敏郎
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１２号
滋賀県大津市大萱３丁目１―19アビタシオンコンフォール２Ｅ号室、開始決定時兵庫県西宮市津門西口町14番５号
破産者　遠藤　　仁
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３号
滋賀県大津市大萱３丁目１―19アビタシオンコンフォール２Ｅ号室、開始決定時兵庫県西宮市津門西口町14番５号
破産者　遠藤　美惠
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９３号
大阪府寝屋川市三井南町30番１―601号、前住所大阪府寝屋川市東香里園町12番15号
破産者　オトワこと　山田　俊治
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１２号
大阪府箕面市稲４丁目３番27号
破産者　久代美津惠
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６８号
大阪府箕面市外院１丁目12番16号
破産者　細田富美子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７７号
大阪府吹田市原町４丁目28番５―406号、開始決定時の住所大阪府吹田市原町３丁目24番17号
破産者　エフプランこと　東畑　浩美
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８００号
大阪市鶴見区横堤２丁目18番31号　鶴見スカイハイツ302
破産者　三木　文雄
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５号
岩手県気仙郡住田町下有住字奥新切73番地
破産者　多田　勝哉
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３７号
秋田県湯沢市幸町１丁目３番13号
破産者　菊地　良輔
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２７３号
静岡市清水区中河内4093番地
破産者　細川　國廣
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８７号
京都市左京区松ケ崎久土町４番地１　グレース松ヶ崎408号
破産者　木下　節生
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
熊本県水俣市古城３丁目１番５号
破産者　千場　厚子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市鶴田町3361番地25、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1215番地１　プリマヴェーラ110
破産者　大山　幸一
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１５号
栃木県矢板市中150番地３、前住所栃木県那須塩原市南郷屋２丁目106番地149　サカエハイツ３号
破産者　小林　　太
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3623番地、前住所栃木県矢板市荒井615番地55　グランドゥメゾン208号
破産者　岩下　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５０号
栃木県宇都宮市北一の沢町11番１号
破産者　岡本二三雄
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５５号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林386番地２プレシーン野木ハイライズ413号、前住所栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚2291番地５
破産者　佐藤　直久
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５８号
栃木県鹿沼市栄町１丁目32番地13
破産者　髙橋　茂雄
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係